

ヲ知ラシムルヲ得一ハ以テ生徒ヲシテ奮勵ノ念ヲ起サシメ修學上ニ裨益アル少カラズ 標本モ亦陳列スル所ナキヲ以テ徒ラニ出納ノ手數ヲ繁多ナラシムルノミニシテ教授上ノ不便尠カラズ 之レ亦陳列場ヲ新設スルノ急ヲ要スル所以ナリ

教授助教授ノ不足ハ教課上最モ欠典トスル所ナルヲ以テ之ガ費額ヲ増スノ必要アリ

學生費ハ從來不足ナルヲ以テ生徒ヲシテ充分ノ修學旅行ヲナサシムル能ハズ 從ヒテ見聞ヲ廣メ良績ヲ學ケ難シ 其費用ヲ増ス亦必要ナリ

雜件

研究生實地研究ノ資ニ供センガ為滋賀縣廣島縣大阪府下ノ社寺ヨリ寶物^{〔解説5〕}修繕ノ依頼ヲ受ケタルガ年度内ニ於テ竣工セルヲ以テ更ニ引續キ滋賀縣社寺ニ於ケル寶物修繕事業ノ依頼ヲ受ケ着手ノ準備ヲナシタリ

本年度内生徒實驗ノ資ニ供センガ為他ヨリノ依頼ヲ受ケテ製作ニ^{〔解説5〕}從事シタルモノ、中重ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ

- 一 菊 藤 掛物 對幅 竣工 第一師團司令部ヨリ依頼
- 一 御慶事實表 壹卷 同 東京帝國大学ヨリ依頼
- 一 桐鳳凰掛物 壹幅 同 文部省ヨリ依頼
- 一 臚銀製 壹個 同 同上
- 一 麒麟置物 壹個 同 同上
- 一 藤原時代 壹軀 同 遞信省ヨリ依頼
- 一 木彫舎人像 壹對 同 靜岡縣駿東郡役所ヨリ依頼
- 一 銅 製 鶴 壹對 同 長崎縣吉田健康氏銅像建設委員ヨリ依頼
- 一 吉田健康胸像 壹軀 未竣工

一 鍛鉄花瓶 壹對 同 衆議院ヨリ依頼
 一 劍狀銅標 壹基 同 北海道炭鑛鐵道株式会社ヨリ依頼

解説

1 規則改正〔図画講習科規定改正、仮入学制度実施その他〕

一、明治三十三年八月、図画講習科規定を次のように改正した。

〔東京美術学校規則〕第三十九條 師範學校及公私立中學校、高等女學校、實業學校ニ於ケル圖畫教員ノ職ニ在ルモノニシテ尙其技術又ハ圖畫ニ關スル學科ヲ補修セント欲シ當該學校長ノ紹介ニ依リテ入學ヲ願出ヅルトキハ適當ト認ムル者ニ限り毎學年ノ初メニ於テ圖畫講習生トシテ試驗ヲ用井ズ之ヲ許スコトアルベシ

〔東京美術學校一覽 從明治三十三年至明治三十四年〕

二、明治三十三年十二月、左記のように入学規定を改正し、仮入学制度を設け、翌三十四年より実施した。

〔東京美術學校規則〕第九條 入學者ハ年齡滿十七年以上滿二十六年以下トシ品行善良身體強健ニシテ左ニ掲グル課題ニ合格スルモノトス但公私立中學校卒業生ハ該校長ノ證明ニヨリ無試驗ニテ假入學ヲ許シ豫備之課程以外ニ於テ若干月間毛筆畫及木炭畫ヲ練習セシメ其志望ノ科（繪畫、彫刻、圖案、彫金、鍛金、鑄金、漆工ノ内）ヲ定メタル後前文技術ノ試驗ヲ施シ合格ノモノハ直ニ本入學ヲ許シ不合格ノモノハ假入學ノ資格ヲ失フモノトス

入學試験課目

- (一) 讀書 和漢文
- (二) 作文 片假名交り記事論説文
- (三) 數學 算術、代數、平面幾何、平面三角術全體
- (四) 地理 日本及外國地理大要
- (五) 歴史 日本及外國歴史大要
- (六) 理科 物理學、化學、博物學
- (七) 外國語 書取及歐文和譯、和文歐譯
但シ英、佛、獨ノ内、受験者ノ望ニ任セ其一ヲ撰バシム
- (八) 専門實技 流派及材料ヲ問ハズ
但圖案、漆工兩科ノ志望者ハ繪畫ニテ受験スルコトヲ得、彫刻、彫金、鍛金、鑄金、諸科ノ志望者ハ彫塑又ハ繪畫ニテ受験スルコトヲ得

〔東京美術學校一覽 從明治三十四年 至明治三十五年〕

仮入学制度は、明治二十五年以来本校入学志願者中の中学校卒業者に對しては実技試験のみを課してきたところが実技力不足で不合格となる例が多かったので、その救済措置として設けられたもので、希望者は三月中旬から四月初旬までの間に当該中学校長の卒業証明書および卒業試験点数の証明書を添えて願書を提出し、許可された者は四月中旬より約三ヶ月間毛筆画と木炭画、彫塑の実技授業を受けたのちに実技試験を受け、合格者は九月の新学年より予備の課程へ入学することとなった。

南薫造はこの仮入学制度によって入学した一人であり、仮入学の時期について次のように語っている。

私が學校に入學したのは明治卅五年で、丁度その前年に正木校長が赴任されたのだから私達が最初に正木校長の教へを受けた初年級生徒と云ふわけであつた。

當時の入學制度は今とは違つて假入學と云ふものがあつて——この制度は私が入學する一寸前から始められた様に記憶してゐる——四月にこの假入學すると六月までの三ヶ月間何科入學に係らず日本畫・木炭畫・彫塑の三種の實技をやつて、七月正式に入學試験を受け九月に始めて新入學となると言ふ極めてのんびりした又親切的な制度であつた。

當時假入學の先生は日本畫科に川端玉章・白濱徵、洋畫科に歸朝直後であつた岡田三郎助、彫刻科に黒岩〔淡哉〕・藤田〔文藏〕の諸氏が主として教鞭をとつて居られた。

今日程志願者も多くなかつたし、假入學の課程にあるものは殆んど全部が平常成績によつて豫備科に進む事が出來た。そして、假入學の行程を経ないで、今日の入學試験の如く普通の入學試験はまた別に有つた。其れからも這入る者があり豫備科では一緒になつた。その頃は純正美術が特に盛んな時代でその方に進む人が大部分であつたので、正木校長を始め他の工藝科の先生方が私達を講堂に集めて大いに圖案科や他の工藝科に進む様宣傳演説をされた事のあつたのを記憶してゐる。〔下略〕

〔開校二十周年頃の追憶〕南薫造(談)『東京美術學校校友會誌』第十九号。昭和十五年十月)

三、その他

従来、入學試験の専門実技の課目は、図案科、漆工科志望者は絵画を、また、彫金科、鍛金科、鑄金科志望者は彫刻を選ぶことができたが、上記入學試験課目(八)の但し書きのように彫金科、鍛金科、鑄

金科および彫刻科志望者は彫塑または絵画を選んでよいこととなった。なお、「彫刻」という課目名が大村西崖の造語である「彫塑」へと変わった点も注目される。

次に、予備の課程の学科目が一部改正され、甲種、乙種ともに「書学」（週一時）が削除されてその分「歴史」の時間数が増加した。

2 卒業

卒業式は、七月十日に行われた。

3 学術実地指導

竹内久一、島田友春、向井勝幸、中村勝治郎ら教官が四年生三十数名を引率して奈良、京都古社寺宝物の見学旅行を行った。

4 宝物修繕

明治三十三年から三十四年にかけて依頼製作事業の一環として滋賀県・広島県・大阪府下社寺宝物の修繕と滋賀県下社寺宝物の修繕とが彫刻科教授竹内久一監督のもとで本校教官や卒業生、研究科生徒によって行われた。竹内はそのために三十三年二月十五日、同年十月三十一日、三十四年三月十五日、同年五月二十二日、同年十一月六日の計五回出張を命ぜられている（『東京美術学校旧職員履歴書』）。三十三年には信谷友三（明治三十年彫刻科卒）が助手として竹内に同行し、広島県下から着手した。この事業は日本美術院との分担で行なったもので、同院側の代表は新納忠之介（明治二十七年本校彫刻科卒）であった。三十三年中の修理の様子について

諸紙が次のように伝えている。

○國寶物修繕に就て 本縣下寺院に於ける國寶物保存修繕の件に就ては曩に本縣廳より東京美術學校へ依頼せられたるに付今回同校教授竹内久一古社寺國寶修繕現場技術兼雜務副主任信谷友三（明治三十年彫刻科卒）の両氏は同校生徒五六名を引連れ來廣し右二氏は昨日本縣廳に出頭山田書記官並第一課社寺係等に面會談話する處ありたり 而して右一行は同日午後より嚴島に渡り修繕場所の位置取定めの上同島大願寺及光明院にある國寶の修繕に着手する筈なりしが同島に於ける修繕終り次第順次尾道市の淨土寺、西國寺、沼隈郡草戸村明王院等に於ける同寶物の修繕に着手する筈なりと云ふ

（明治三十三年二月二十七日『藝備日々新聞』）

○國寶の修繕 河内國金剛寺及び嚴島神社には本邦美術品の精英を鐘め國寶となすべきもの少なからざるが維新以來之れが修繕をなすものもなく追々破損に及ぶを以つて之れを修繕し日本美術をして永く保存の道を立てんとて金剛寺の方へは日本美術院の會員出張し嚴島の方へは東京美術學校の教授及び研究生出張したるが右兩方の監督としては美術學校卒業生新納忠之助氏之れに當り一昨日出張したり 此修繕には一年の日月を要すべしとの事なり

（明治三十三年三月七日『千代田日報』）

○廣島縣寶物修繕 廣島縣に於ける古社寺寶物中竹内久遠氏が巡視監督の下に修繕を加へたる嚴島大願寺の釋迦、阿南、迦葉、藥師、光明院の彌陀、惠心僧都の像等ハ既に落成し、福山明王院の觀音（天平時代の作）、尾の道光明寺の十一面觀音、同西國寺の藥師、釋迦及夫の松蟲の鈴の箱